

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○有害興行の指定……………	(生活文化・青少年室)	11
○有害図書類の指定……………	(生活文化・青少年室)	11
○土地改良法による道営換地計画の決定(2件)……………	(農地調整課)	12
○土地改良法による道営換地計画の変更決定……………	(農地調整課)	12
○土地改良法による道営換地処分……………	(農地調整課)	12
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(土地改良指導課)	12
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(土地改良指導課)	12
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定……………	(土地改良指導課)	12
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	12
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	13
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	13
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	13
○土地収用法による事業の認定……………	(建設部総務課)	14
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路整備課)	14
○海岸保全区域の指定の一部改正……………	(砂防災害課)	14

道公安委員会告示

○風営適化法条例第4条第1項の規程に基づく営業時間の特例の日の指定……………	15
--	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	15
------------------------	----

告 示

北海道告示第10号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成17年1月7日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種別	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	地球を守れ!	エスピーオー	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	さびしい人妻 夜鳴く肉体	オーピー映画		
同	官能病棟 濡れた赤い唇	新東宝映画		
同	絶倫義父 初七日の喪服新妻	新日本映像		
同	美人乳母 袂(たもと)の奥の…白い肌	同		
同	セックス・イズ・ゼロ	エスピーオー		
同	スパイダー・フォレスト/懺悔	ムービーアイ・エンタテインメント		

北海道告示第11号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成17年1月7日

北海道知事 高橋 はるみ

図書類の種別	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等	図書類の名称	発行所、制作所、受審会社等
雑誌	17885-1	BUBKA プブカ	2005年1月号 株式会社コアマガジン
同	15529-1	ZUBA! [ズバッ!]	2005年1月号 インフォレスト株式会社
同	16151-1	Chuッ スペシャル	2005年1月号 株式会社ワニマガジン社
同	14412-01	週漫スペシャル	2005年1月号増刊 株式会社芳文社
同	18399-1	まんがシャワー	2005年1月号 株式会社一水社
同	14003-1	月刊ザ・ベストMAGAZINE	2005年1月号 KKベストセラーズ
同	08398-01	マガジンW00000! 1月号増刊 ウォーA組	2005年1月5日発行 株式会社マガジンマガジン
同	07653-1	VITAMAN 月刊ビタマン	2005年1月号 株式会社竹書房
同	08169-1	ホイップ	2005年1月号 株式会社コアマガジン
同	08397-01	W00000! マガジン・ウォー	2005年1月号 株式会社マガジンマガジン
同	08365-01	マガジン・ウォー・ウルフ	2005年1月号 同
同	08841-01	若妻 ヤンツマ	2005年1月号 株式会社パウハウス
同	17999-1	COMICペンギンクラブ	2005年1月号 辰巳出版株式会社
同	02801-1	Kissui きっすい	2005年1月号 英知出版株式会社
同	52120-83	BELLE-COMICS 彼女のプリズム	2002年10月15日初版発行 株式会社フロム出版

雑 誌	51751-21	E Cコミックス121	ドキドキ熱視線っ！	英 知 出 版 株 式 会 社
			2004年9月25日初版発行	
同	51751-26	E Cコミックス126	微熱ユートピア	同
			2004年12月25日初版発行	
同	55250-38	ネオコミックス	アンチックロマンチックお宝花	辰 巳 出 版 株 式 会 社
		園編	2004年12月25日初版発行	
指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため				
北海道告示第12号				
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、北檜山町西丹羽地区の換地計画を定めた。				
その関係書類は、北海道檜山支庁に備え置いて、平成17年1月7日から20日間、一般の縦覧に供する。				
平成17年1月7日				
北海道知事 高 橋 はるみ				
北海道告示第13号				
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、深川市納内東地区の換地計画を定めた。				
その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成17年1月7日から20日間、一般の縦覧に供する。				
平成17年1月7日				
北海道知事 高 橋 はるみ				
北海道告示第14号				
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第5項の規定により、士別市共睦地区の換地計画の変更計画を定めた。				
その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成17年1月7日から20日間、一般の縦覧に供する。				
平成17年1月7日				
北海道知事 高 橋 はるみ				
北海道告示第15号				
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、秩父別町中央地区の換地処分をした。				

平成17年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第16号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名

平成16.12.22 雨竜土地改良区

同 16.12.24 新十津川土地改良区

北海道告示第17号

道営土地改良（芽室北地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、区画整理、暗きょ、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成17年1月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第18号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、別海町の行う土地改良（豊原西地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道根室支庁に備え置いて、平成17年1月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 根室市東和田2の2・43の1・43の3・45・56の2・

57の2・59の2・70の1・1138（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、2から6まで、44、56の1、57の1、58、59、67

(2) 指 定 の 目 的 霧害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 根室市東和田2の2・43の1・43の3・45・56の2・57の2・59の2・70の1・1138（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、2から6まで、44、56の1、57の1、58、59、67

(2) 指 定 の 目 的 公衆の保健

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁経済部林務課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 帯広市広野町241の3・242（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 勇払郡厚真町字幌内1の2・1の18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字幌内1の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上磯郡木古内町字木古内155の45（次の図に示す部分に限る。）、155の48

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保 野付郡別海町尾岱沼5の22、8の84、8の91、8の
安林の所在場所 132

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保 標津郡標津町字川北2の4・3の3（以上2筆につ
安林の所在場所 いて次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部
林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第23号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成17年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	起 業 者 の 名 称	学校法人雪嶺学園
2	事 業 の 種 類	くりの木幼稚園園舎移転事業
3	起 業 地	
(1)	収 用 の 部 分	旭川市永山町4丁目地内
(2)	使 用 の 部 分	なし

4 事 業 の 認 定 を し た 理 由 次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、北海道建設部総務課及び旭川市に備え置いて、一般の縦
覧に供する。）

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 旭川市役所

北海道告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変
更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道などの重複区間
日 進 名 寄 線 北海道旭川土木現業所	名寄市字日進500番1地先から 名寄市字日進503番2地先まで	前	18.60mから 29.40mまで	143.09m	—
		後	14.00mから 32.00mまで	165.99m	—
留 辺 藁 浜 佐 呂 間 線 北海道網走土木現業所	常呂郡佐呂間町字知来210番9 地先から常呂郡佐呂間町字仁 倉849番1地先まで	後	18.60mから 29.40mまで	143.09m	—
		前	14.50mから 40.00mまで	1,598.47m	—
		後	16.50mから 51.00mまで	1,598.47m	—
		前			

北海道告示第25号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、縦覧
に供する。

平成17年1月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

5 天塩沿岸海岸保全区域の表天塩沿岸の14稚内海岸の稚内市の項海岸保全区域の欄中3
の事項を次のように改める。

3 富磯233番地西角（㊤点）から国有海浜地と民地境界沿いに184番3東角（㊤点）まで
引いた線及び（㊤点）から国道沿いに2番地西角（㊤点）まで引いた線、㊤点と補点①を結

ぶ線、補点①から補点⑨までを順次に結ぶ線及び補点⑨と㉔点とを結ぶ線によって囲まれた区域

補点①

基点㉔から方向角285度50分29秒の方向132.56メートルの地点

補点②

基点㉔から方向角283度31分35秒の方向 95.00メートルの地点

補点③

基点㉔から方向角274度08分42秒の方向110.00メートルの地点

補点④

基点㉔から方向角288度39分45秒の方向 90.00メートルの地点

補点⑤

基点㉔から方向角300度43分17秒の方向150.00メートルの地点

補点⑥

基点㉔から方向角307度42分27秒の方向165.00メートルの地点

補点⑦

基点㉔から方向角298度54分19秒の方向145.00メートルの地点

補点⑧

基点㉔から方向角298度53分24秒の方向170.00メートルの地点

補点⑨

基点㉔から方向角333度14分09秒の方向157.00メートルの地点

基点㉔

X＝161,952.03 Y＝－28,813.75

基点㉔

X＝161,593.00 Y＝－28,999.74

基点㉔

X＝161,488.80 Y＝－28,990.63

基点㉔

X＝161,281.14 Y＝－29,061.98

基点㉔

X＝161,012.81 Y＝－29,166.59

基点㉔

X＝160,731.16 Y＝－29,396.39

基点㉔

X＝159,995.66 Y＝－29,765.73

基点㉔

X＝159,710.34 Y＝－29,937.97

基点㉔

X＝159,475.24 Y＝－30,063.34

道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第3号

平成11年北海道公安委員会告示第34号（風俗営業の営業時間の特例の日の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年1月7日

北海道公安委員会委員長 矢吹徹雄

表中

「

1	24、25、26	帯広氷まつり	帯広市
2	2、3、4、5、6、7、8、9	旭川冬まつり	旭川市
2	6、7、8、9、10、11、12	さっぽろ雪まつり	札幌市
2	8、9、10、11、12	オホーツク流氷まつり	網走市

」

5

10、11、12

夕張神社祭典

夕張市

を

「

1	29、30、31	帯広氷まつり	帯広市
2	8、9、10、11、12、13、14	さっぽろ雪まつり	札幌市
2	10、11、12、13、14	旭川冬まつり	旭川市
2	11、12、13、14	オホーツク流氷まつり	網走市
5	9、10、11	夕張神社祭典	夕張市

」

に、

「

6	10、11、12、13、14	YOSAKOIソーラン祭り	札幌市
---	----------------	---------------	-----

」

を

「

6	9、10、11、12、13	YOSAKOIソーラン祭り	札幌市
---	---------------	---------------	-----

」

に改める。

道警察本部告示

北海道警察本部告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年1月7日

北海道警察本部長 芦刈勝治

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

(1) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託 一式

(2) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託

特定役務の名称（除雪作業1時間当たりの単価）及び数量（予定数量）

ア 除雪グレーダによる作業

290時間

イ トラクタショベル（容量1.5m³～1.7m³）による作業

445時間

ウ トラクタショベル（容量1.8m³以上）による作業

846時間

エ ロータリ除雪車による作業

320時間

オ ダンプトラックによる作業

399時間

カ 道路作業車による作業

244時間

北海道総務部法制文書課
北海道印刷株式会社
発行
編集